

**現行 UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則と  
UNCITRAL 仲裁管理規則案の比較表**

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<b>目次</b>	<b>目次</b>
第 1 条 この規則の適用 ..... 3	第 1 編 UNCITRAL 仲裁手続 ..... 2
第 2 条 仲裁人選任機関 ..... 3	第 1 条 (趣旨) ..... 2
第 3 条 仲裁申立てとその受理 ..... 3	第 2 条 (定義) ..... 2
第 4 条 仲裁申立ての取下げ ..... 4	第 3 条 (当事者がいずれの UNCITRAL 仲裁規則によるかを特定していない場合) ..... 2
第 5 条 管理業務を担当する事務所 ..... 4	第 4 条 (この規則の適用) ..... 3
第 6 条 通信 ..... 4	第 5 条 (第 1 編と第 2 編及び第 3 編との関係) ..... 3
第 7 条 仲裁手続の遂行に関する協力 ..... 5	第 6 条 (別段の合意) ..... 3
第 8 条 用語 ..... 5	第 7 条 (この規則の解釈) ..... 3
第 9 条 仲裁判断書の送付 ..... 5	第 8 条 (仲裁人選任機関) ..... 3
第 10 条 料金および費用 ..... 5	第 9 条 (仲裁申立てとその通知) ..... 3
第 11 条 その他の業務 ..... 6	第 10 条 (仲裁廷が成立する前の仲裁申立ての取下げ) ... 4
附 則 (1991 年 6 月 1 日施行) ..... 6	第 11 条 (管理業務を担当する事務所) ..... 4
附 則 (2009 年 7 月 1 日施行) ..... 6	第 12 条 (通知、書面提出) ..... 5
UNCITRAL 仲裁規則 (2013 年改正) が適用される場合は本規則の条番号を以下のとおりとする。 ..... 7	第 13 条 (仲裁手続の遂行に関する協力) ..... 5
仲裁料金規則 ..... 7	第 14 条 (JCAA との通信の言語) ..... 5
第 1 条 申立料金・管理料金 ..... 7	第 15 条 (仲裁判断書の送付) ..... 5
第 2 条 請求金額の変更と管理料金 ..... 9	第 16 条 (料金及び費用) ..... 5
第 3 条 すでに納付された管理料金の額の当否についての決定の請求 ..... 9	第 17 条 (その他の業務) ..... 6
第 4 条 仲裁申立ての取下げと管理料金 ..... 9	第 2 編 仲裁人報償金 ..... 9
第 5 条 反対請求の申立てについての適用 ..... 9	第 18 条 (第 2 編の規定の適用) ..... 9
改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人報償金及び管理料金 ..... 9	第 19 条 (定義) ..... 9
第 3 編 仲裁人報償金 ..... 9	第 20 条 (タイム・チャージの原則) ..... 10
第 91 条 (第 3 編の規定の適用) ..... 9	第 21 条 (仲裁人報償金の減額) ..... 12
第 92 条 (定義) ..... 9	第 22 条 (仲裁人報償金の支払い) ..... 13
第 93 条 (タイム・チャージの原則) ..... 10	第 23 条 (仲裁経費) ..... 13
第 94 条 (上限額) ..... 10	第 3 編 管理料金 ..... 14
第 95 条 (時間単価の逓減) ..... 11	第 24 条 (管理料金) ..... 14
第 96 条 (仲裁廷の成立前の仲裁人報償金に関する変更の合意) ..... 11	第 25 条 (請求金額の変更と管理料金) ..... 15
第 97 条 (仲裁人報償金の減額等) ..... 12	第 26 条 (仲裁申立ての取下げと管理料金) ..... 15
第 98 条 (仲裁廷成立後の仲裁人報償金額に関する変更の禁止) ..... 12	第 27 条 (反対請求の申立てについての適用) ..... 15
第 99 条 (仲裁人の中での仲裁人報償金の変更の合意) 12	附 則 ..... 16
第 100 条 (仲裁人報償金の支払い) ..... 13	
第 101 条 (仲裁人経費) ..... 13	
第 102 条 (緊急仲裁人の報償金に関する特例) ..... 13	
第 4 編 管理料金 ..... 14	
第 103 条 (管理料金) ..... 14	

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
第 104 条（請求金額の変更と管理料金） ..... 15 第 105 条（仲裁申立ての取下げと管理料金） ..... 15 第 106 条（迅速仲裁手続が適用される仲裁申立ての取下げと管理料金） ..... 15 第 107 条（反対請求の申立て及び手続参加についての適用） ..... 15 第 108 条（緊急保全措置命令の申立てに関する特例） 16 附 則 ..... 16	
	<b>第 1 編 UNCITRAL 仲裁手続</b>
	<b>第 1 条（趣旨）</b> この規則は、当事者が紛争を UNCITRAL 仲裁規則により解決する旨の合意をした場合に JCAA において行われる仲裁に関して、同規則を補充し、これと一体として適用される事項を定める。
	<b>第 2 条（定義）</b> 1 この規則において「UNCITRAL 仲裁規則」とは、国際連合総会において 1976 年、2010 年又は 2013 年に採択された UNCITRAL 仲裁規則をいう。 2 この規則において「JCAA」とは、一般社団法人日本商事仲裁協会をいう。 3 この規則において「当事者」とは、申立人、被申立人又はその双方をいう。 4 この規則において「書面」とは、電磁的記録を含むものとする。電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 5 この規則において「商事仲裁規則」とは、JCAA の商事仲裁規則をいう。 6 この規則において「インタラクティブ仲裁規則」とは JCAA のインタラクティブ仲裁規則をいう。
	<b>第 3 条（当事者がいずれの UNCITRAL 仲裁規則によるかを特定していない場合）</b> 当事者が、1976 年、2010 年及び 2013 年にそれぞれ採択された UNCITRAL 仲裁規則のうち、いずれによるかを特定していない場合には、国際連合総会が 2010 年に採択した UNCITRAL 仲裁規則が適用される。

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p><b>第1条 この規則の適用</b></p> <p>1 次のいずれかの場合には、日本商事仲裁協会（以下「協会」という）は、UNCITRAL 仲裁規則（以下「UNCITRAL 仲裁規則」という）による仲裁の管理業務を、第2条以下に定めるところにより行う。</p> <p>(a) 当事者が、協会に UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理業務を行わせることをあらかじめ合意している場合。</p> <p>(b) 当事者が、協会にその商事仲裁規則による仲裁の申立てをした事件につき、UNCITRAL 仲裁規則による仲裁手続を行うことを合意した場合。</p> <p>2 前項に基づいて管理される仲裁の手続は、この規則に定めるもののほか、UNCITRAL 仲裁規則の定めるところによる。</p>	<p><b>第4条（この規則の適用）</b></p> <p>1 次のいずれかの場合には、JCAA は、<b>第5条以下に定めるところにより</b>、UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理業務を行う。</p> <p>(a) 当事者が、JCAA に UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理業務を行わせることをあらかじめ合意している場合。</p> <p>(b) 当事者が、JCAA の<b>商事仲裁規則又はインタラクティブ仲裁規則</b>による仲裁の申立てをした事件につき、JCAA が<b>確認又は選任した仲裁人が1人もいない段階において</b>、UNCITRAL 仲裁規則による仲裁手続を行うことを<b>書面により合意し、協会に通知した場合</b>。この場合において、その合意の時までに<b>商事仲裁規則又はインタラクティブ仲裁規則に基づいて行われた手続はその効力を失わない</b>。</p> <p>2 前項に基づいて管理される仲裁の手続は、この規則に定めるもののほか、UNCITRAL 仲裁規則の定めるところによる。</p>
	<p><b>第5条（第1編と第2編及び第3編との関係）</b> この規則の第2編及び第3編は、第1編と一体として適用される。</p>
	<p><b>第6条（別段の合意）</b> この規則が適用される場合には、当事者、仲裁廷及びJCAA 並びにこれらの間の関係は、この規則のほか、この規則が認める範囲内においてされた別段の合意により規律される。ただし、第2編及び第3編についてはこの限りではない。</p>
	<p><b>第7条（この規則の解釈）</b></p> <p>1 この規則の正文は英語とする。</p> <p>2 この規則の解釈について争いがある場合は、JCAA の解釈に従うものとする。ただし、第1編の規定について仲裁廷が行った解釈は、その仲裁事件においては、JCAA の解釈に優先する。</p>
<p><b>第2条 仲裁人選任機関</b></p> <p>協会は、この規則による仲裁の申立てがあった場合において、当事者間に別段の合意がない限り、UNCITRAL 仲裁規則に定める仲裁人選任機関の業務を行う。</p>	<p><b>第8条（仲裁人選任機関）</b></p> <p>JCAA は、この規則が<b>適用される</b>場合において、当事者間に別段の合意がない限り、UNCITRAL 仲裁規則に定める仲裁人選任機関の業務を行う。</p>
<p><b>第3条 仲裁申立てとその受理</b></p>	<p><b>第9条（仲裁申立てとその通知）</b></p>

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p>1 第 1 条第 1 項 (a) により仲裁手続開始の申立てをする当事者（以下「申立人」という）は、UNCITRAL 仲裁規則第 3 条第 3 項および第 18 条第 2 項に定める事項を記載した仲裁申立書を協会に提出しなければならない。</p> <p>2 仲裁手続は、協会が前項の仲裁申立書を受領した日に開始したものとみなす。</p> <p>3 協会は、第 1 項の仲裁申立書が UNCITRAL 仲裁規則第 3 条第 3 項および第 18 条第 2 項の規定に適合し、所定の申立料金および管理料金が納付されているときは、申立人およびその相手方（以下「被申立人」という）に仲裁申立ての受理を通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。</p> <p>4 前 3 項の規定は、被申立人による反対請求の申立てについて準用する。</p> <p>5 当事者は、第 1 条第 1 項 (b) に定める合意をしたときは、書面によりこれを協会に通知しなければならない。この場合においては、すでに行った仲裁手続はその効力を失わない。</p>	<p>1 第 4 条第 1 項 (a) により仲裁手続開始の申立てをする場合には、申立人は、UNCITRAL 仲裁規則第 3 条第 3 項及び第 20 条第 2 項に定める事項を記載した仲裁申立書を JCAA に提出しなければならない。</p> <p>2 仲裁手続は、JCAA が前項の仲裁申立書を受領した日に開始したものとみなす。</p> <p>3 JCAA は、第 1 項の仲裁申立書が UNCITRAL 仲裁規則第 3 条第 3 項及び第 20 条第 2 項の規定に適合し、所定の管理料金が納付されているときは、申立人及び被申立人に仲裁申立てがあったことを通知する。この通知には、仲裁申立書の写しを添付する。</p> <p>4 前三項の規定は、被申立人による反対請求の申立てについて準用する。</p> <p>5 (削除：4 条 1 項(b)に規定)</p>
<p><b>第 4 条 仲裁申立ての取下げ</b></p> <p>1 申立人は、仲裁手続開始後 30 日以内で、かつ、仲裁人がひとりも選任されていないときは、書面により仲裁申立てを取下げることができる。</p> <p>2 前項以外の場合には、申立人は、被申立人の書面による同意を得たときに限り、仲裁申立てを取下げることができる。</p> <p>3 仲裁申立ての取下げは、仲裁申立取下書および前項の場合には被申立人の取下同意書が協会に到達した時に効力を生ずる。</p>	<p><b>第 10 条 (仲裁廷が成立する前の仲裁申立ての取下げ)</b></p> <p>仲裁廷が成立する前においては、申立人は、JCAA に対し、仲裁申立てを取り下げる旨を記載した書面を提出することにより仲裁申立てを取り下げることができる。JCAA は、被申立人に、これを通知する。</p>
<p><b>第 5 条 管理業務を担当する事務所</b></p> <p>協会は、仲裁申立てを受理したときは、遅滞なく、管理業務を担当する事務所として協会のいずれかの事務所を指定し、これを第 3 条第 3 項に定める受理の通知とともに各当事者に通知する。</p>	<p><b>第 11 条 (管理業務を担当する事務所)</b></p> <p>JCAA は、第 9 条第 3 項に定める仲裁申立ての通知とともに、管理業務を担当する事務所として JCAA のいずれかの事務所を指定し、これを当事者に通知する。</p>
<p><b>第 6 条 通信</b></p> <p>1 仲裁廷と当事者との間の通信および当事者相互間の通信は、審問における場合を除き、書面により協会を通じて行うものとする。</p> <p>2 前項の通信は、UNCITRAL 仲裁規則第 2 条の規定にかかわらず、協会がこれを受領した時に、名</p>	

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
宛人によって受領されたものとみなす。	
<p><b>第7条 仲裁手続の遂行に関する協力</b></p> <p>協会は、仲裁廷または当事者の要請があるときは、審問を録音し、仲裁手続を遂行するために必要な通訳、速記、審問室等を手配する。</p>	<p><b>第12条 (通知、書面提出)</b></p> <p>当事者は、通知及び審理手続において提出するすべての書面を、仲裁人、相手方当事者及び JCAA に送付するものとする。仲裁廷は、当事者に対して書面による通知等を行う場合には、JCAA にその写しを送付するものとする。</p>
<p><b>第8条 用語</b></p> <p>1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、遅滞なく仲裁手続における用語を決定しなければならない。仲裁廷は、用語を決定するに当り、通訳および翻訳の要否ならびにその費用の負担割合を考慮しなければならない。</p> <p>2 前項により用語が決定される以前に、その用語以外の言語によりなされた仲裁手続は、UNCITRAL 仲裁規則第 17 条第 1 項第 2 文の規定にかかわらず、その効力を失わない。</p> <p>3 仲裁廷は、すべての証拠書類について、それを提出する当事者に対し、仲裁手続における用語による翻訳文を添付することを求めることができる。</p> <p>4 協会と当事者または仲裁人との通信は、日本語または英語により行うものとする。</p>	<p><b>第13条 (仲裁手続の遂行に関する協力)</b></p> <p>JCAA は、仲裁廷又は当事者の要請があるときは、仲裁手続を遂行するために必要な通訳者、速記者、審問室等を手配する。</p>
<p><b>第9条 仲裁判断書の送付</b></p> <p>1 協会は、仲裁判断書の写しを手交、配達証明付書留郵便またはその受領を証明できるその他の方法によって、当事者に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の送付は、第 10 条に定める料金、費用等の支払いがなされた後に行う。</p>	<p><b>第14条 (JCAA との通信の言語)</b></p> <p>JCAA と当事者又は仲裁人との通信は、日本語又は英語により行うものとする。</p>
<p><b>第10条 料金および費用</b></p> <p>1 仲裁手続開始の申立てをするときは、申立人は、協会の仲裁料金規則に従い、申立料金および管理料金を協会に納付しなければならない。被申立人が反対請求の申立てをするときも同様とする。</p> <p>2 UNCITRAL 仲裁規則第 41 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、協会は必要に応じ、各種の料金および費用の全部または一部を協会に予納するよう、当事者の一方または双方に求めることがで</p>	<p><b>第15条 (仲裁判断書の送付)</b></p> <p>1 JCAA は、第 16 条に定める料金、費用等の支払いがなされた後、<b>仲裁判断書を各当事者に送付しなければならない。</b></p> <p>2 JCAA は、<b>仲裁判断書 1 部を保管する。</b></p>
<p><b>第10条 料金および費用</b></p> <p>1 仲裁手続開始の申立てをするときは、申立人は、協会の仲裁料金規則に従い、申立料金および管理料金を協会に納付しなければならない。被申立人が反対請求の申立てをするときも同様とする。</p> <p>2 UNCITRAL 仲裁規則第 41 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、協会は必要に応じ、各種の料金および費用の全部または一部を協会に予納するよう、当事者の一方または双方に求めることがで</p>	<p><b>第16条 (料金及び費用)</b></p> <p>1 仲裁手続開始の申立てをするときは、申立人は、<b>第 3 編</b>に従い、管理料金を JCAA に納付しなければならない。被申立人が反対請求の申立てをするときも同様とする。</p> <p>2 UNCITRAL 仲裁規則第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、JCAA は必要に応じ、各種の<b>料金及び費用の全部又は一部を JCAA に予納</b></p>

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p>きる。</p> <p><b>3</b> 当事者が前 2 項に定める料金または費用の支払いをしないときは、仲裁廷は仲裁手続を停止または終了することができる。ただし、一方の当事者が他方の当事者が支払うべき料金、費用についてもその支払をしたときはこの限りではない。</p> <p><b>4</b> 仲裁廷は、仲裁手続の終了に当たり、UNCITRAL 仲裁規則第 38 条に定める諸費用のほか、この規則に定める管理料金およびその他費用についてその額と負担者または負担割合を確定しなければならない。UNCITRAL 仲裁規則第 41 条第 5 項の規定にかかわらず、協会は、予納された料金および費用を清算し、残余が生じたときはこれを当事者に返還しなければならない。</p>	<p>するよう、当事者の一方又は双方に求めることができる。</p> <p><b>3</b> 当事者が前二項に定める料金又は費用の支払いをしないときは、仲裁廷は仲裁手続を停止し又は終了することができる。ただし、一方の当事者が他方の当事者が支払うべき料金、費用についてもその支払をしたときはこの限りではない。</p> <p><b>4</b> 仲裁廷は、仲裁手続の終了に当たり、UNCITRAL 仲裁規則第 40 条に定める諸費用のほか、この規則に定める管理料金及びその他費用についてその額と当事者間の負担割合を確定しなければならない。UNCITRAL 仲裁規則第 43 条第 5 項の規定にかかわらず、JCAA は、予納された料金及び費用を清算し、残余が生じたときはこれを当事者に返還しなければならない。</p>
<p><b>第 11 条 その他の業務</b></p> <p>協会は、仲裁廷または当事者の要請があるときは、前各条に定める業務以外の業務であって協会が適当と認めたものを行うことができる。</p>	<p><b>第 17 条 (その他の業務)</b></p> <p>JCAA は、仲裁廷又は当事者の要請があるときは、前各条に定める業務以外の業務であって JCAA が適当と認めたものを行うことができる。</p>
<p><b>附 則 (1991 年 6 月 1 日施行)</b></p> <p><b>1</b> この規則は 1991 年 6 月 1 日から施行する。</p>	
<p><b>附 則 (2009 年 7 月 1 日施行)</b></p> <p><b>1</b> この規則は 2009 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p><b>2</b> この規則の施行前に手続が開始された仲裁事件については、なお従前の例による。ただし、当事者の合意により、その後の手続をこの規則によって行うことができる。この場合、従前の規則により行われた手続はその効力を失わない。</p>	

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則			UNCITRAL 仲裁管理規則案
UNCITRAL 仲裁規則（2013年改正）が適用される場合は本規則の条番号を以下のとおりとする。			
条番号	1976 規則	2013 改正規則	
第 3 条 第 1 項	第 18 条 第 2 項	第 20 条 第 2 項	
第 3 条 第 3 項	第 18 条 第 2 項	第 20 条 第 2 項	
第 8 条 第 2 項	第 17 条 第 1 項	第 19 条 第 1 項	
第 10 条 第 2 項	第 41 条 第 1 項	第 43 条 第 1 項	
第 10 条 第 4 項	第 38 条	第 40 条	
第 10 条 第 4 項	第 41 条 第 5 項	第 43 条 第 5 項	
<b>仲裁料金規則</b>			
<b>第 1 条 申立料金・管理料金</b>			
1 申立人が仲裁の申立てにあたって納付すべき申立料金および管理料金は次のとおりとする。			
申立料金：54,000 円			
管理料金：		料金の額	
請求金額または請求の経済的価値			
5,000,000 円以下の 場合	216,000 円		
5,000,000 円を超え 10,000,000 円以下 の場合	216,000 円に 5,000,000 円を超える 額の 3.24%に相当す る 額を加えた額		
10,000,000 円を 超え 20,000,000 円 以下の場合	378,000 円に 10,000,000 円を 超える額の 1.62%に 相当する額を加えた額		

UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則		UNCITRAL 仲裁管理規則案
20,000,000 円を超え 100,000,000 円以下の場合	540,000 円に 20,000,000 円を超える額の 1.08%に 相当する額を加えた額	
100,000,000 円を超え 1,000,000,000 円以下の場合	1,404,000 円に 100,000,000 円を超える額の 0.324%に 相当する額を加えた額	
1,000,000,000 円を超え 5,000,000,000 円以下の場合	4,320,000 円に 1,000,000,000 円を超える額の 0.27%に 相当する額を加えた額	
5,000,000,000 円を超える場合	15,120,000 円	
経済的価値の算定ができない、または極めて困難である請求	請求ごとに 1,080,000 円	
<p><b>2</b> 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から 1 年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。</p>		



UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p><b>第2条 請求金額の変更と管理料金</b></p> <p>申立人が管理料金を納付した後に請求を増額または追加したときは、変更後の請求につき前条を適用して得た金額を管理料金とする。ただし、前条第2項中「申立ての日」とあるのは「請求を増額または追加した日」と読み替えるものとする。</p>	
<p><b>第3条 すでに納付された管理料金の額の当否についての決定の請求</b></p> <p>当事者または日本商事仲裁協会（以下「協会」という）は、前2条の規定によりすでに納付された管理料金の額の当否について仲裁廷による決定を求めることができる。この決定があったときは、協会は、申立人に対し、管理料金とすでに納付された金額との差額の支払を求めることができ、または納付された金額から管理料金を差引いた残額を返還しなければならない。</p>	
<p><b>第4条 仲裁申立ての取下げと管理料金</b></p> <p>申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁人がひとりも選任されていないときに仲裁申立てを取下げた場合には、協会は、管理料金の全額を返還する。</p>	
<p><b>第5条 反対請求の申立てについての適用</b></p> <p>前4条の規定は、被申立人による反対請求の申立てについて適用する。</p>	
改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人報償金及び管理料金	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p><b>第3編 仲裁人報償金</b></p>	<p><b>第2編 仲裁人報償金</b></p>
<p><b>第91条（第3編の規定の適用）</b></p> <p>第3編の規定は、第1編及び第2編の規定に基づく仲裁における仲裁人報償金等に適用される。</p>	<p><b>第18条（第2編の規定の適用）</b></p> <p>第2編の規定は、JCAAのもとで、UNCITRAL 仲裁規則による仲裁が行われる場合における仲裁人報償金等に適用される。</p>
<p><b>第92条（定義）</b></p> <p>1 第3編において、請求金額又は請求の経済的価値は、以下の各号を総計した額とする。なお、複数の仲裁手続の併合があった場合は、それらの仲裁手続における以下の各号を合算した額とする。</p> <p>(a) 申立人の請求金額又は請求の経済的価値</p> <p>(b) 被申立人が反対請求申立てをする場合の請求金額又は請求の経済的価値</p> <p>(c) 第56条に基づく手続参加にかかる請求の請求</p>	<p><b>第19条（定義）</b></p> <p>第2編において、仲裁時間とは、仲裁手続のために合理的に必要とされた時間とする。ただし、仲裁人が仲裁手続のために必要とした移動の時間については、その2分の1を仲裁時間に加えるものとする。</p>

改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人 報償金及び管理料金	UNCITRAL 仲裁管理規則案				
<p>金額又は請求の経済的価値</p> <p>(d) 第 91 条第 2 項に定めるみなし請求金額</p> <p>(e) 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から 1 年間に生ずる利息、損害金等の額</p> <p>(f) 相殺の抗弁として提出した自働債権の金額</p> <p>2 仲裁時間とは、仲裁手続のために合理的に必要とされた時間とする。ただし、仲裁人が仲裁手続のために必要とした移動の時間については、その 2 分の 1 を仲裁時間に加えるものとする。</p> <p>3 第 3 編における円表示の金額は、外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日の TTM (Telegraphic Transfer Middle Rate) を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。</p>					
<p><b>第 93 条 (タイム・チャージの原則)</b></p> <p>1 仲裁人の報償金は、時間単価に仲裁時間を掛けたタイム・チャージとする。</p> <p>2 時間単価は 5 万円 (消費税は含まない。) とする。</p> <p>3 仲裁人は、JCAA に対し、第 89 条第 2 項に定める仲裁時間を、その日付ごとの内訳とともに月毎に、翌月 20 日までに報告するものとする。</p>	<p><b>第 20 条 (タイム・チャージの原則)</b></p> <p>1 仲裁人の報償金は、時間単価に仲裁時間を掛けたタイム・チャージとする。</p> <p>2 時間単価は、500 米ドルから 1500 米ドルまでの範囲内において、仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、JCAA が決定する。ただし、仲裁廷の長の時間単価は、他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、全当事者の合意がある場合には、JCAA は、時間単価につき別途定めることができる。</p> <p>4 仲裁人は、JCAA に対し、第 20 条第 2 項に定める仲裁時間を、その日付ごとの内訳とともに月毎に、翌月 20 日までに報告するものとする。</p>				
<p><b>第 94 条 (上限額)</b></p> <p>1 単独仲裁人による仲裁の場合の当該単独仲裁人の報償金の上限額は、請求金額又は請求の経済的価値に応じて、以下の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 1769 759 1957"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 1778 437 1895">請求金額又は 請求の経済的価値</th> <th data-bbox="443 1778 753 1895">上限額 (消費税を含まない。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 1904 437 1948">2000 万円未満</td> <td data-bbox="443 1904 753 1948">200 万円</td> </tr> </tbody> </table>	請求金額又は 請求の経済的価値	上限額 (消費税を含まない。)	2000 万円未満	200 万円	<p><b>削除</b></p>
請求金額又は 請求の経済的価値	上限額 (消費税を含まない。)				
2000 万円未満	200 万円				

改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人報償金及び管理料金		UNCITRAL 仲裁管理規則案
2000 万円以上、1 億円未満の場合	200 万円に 2000 万円を超える額の 2.5% に相当する額を加えた額	
1 億円以上、5 億円未満の場合	400 万円に 1 億円を超える額の 1.5% に相当する額を加えた額	
5 億円以上、10 億円未満の場合	1000 万円に 5 億円を超える額の 0.4% に相当する額を加えた額	
10 億円以上、50 億円未満の場合	1200 万円に 10 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額	
50 億円以上、100 億円未満の場合	1600 万円に 50 億円を超える額の 0.08% に相当する額を加えた額	
100 億円以上の場合	2000 万円に 100 億円を超える額の 0.02% に相当する額を加えた額。ただし、3000 万円を上限とする。	
<p>2 経済的価値が算定できない、又はその算定が著しく困難である請求の経済的価値は、7000 万円とみなす。</p> <p>3 3 名の仲裁人により仲裁廷が構成された場合の上限は、当事者選任仲裁人及び第三仲裁人について、単独仲裁人の場合の上限のそれぞれ 0.8 倍及び 1.2 倍とする。</p>		
<p><b>第 95 条（時間単価の逡減）</b></p> <p>1 仲裁時間が 150 時間を超過した場合には、その後の時間単価は、当初時間単価の 50% を限度として、50 時間毎に当初時間単価の 10% ずつ逡減するものとする。</p> <p>2 前項の時間の計算に当たっては、第 92 条第 2 項但書の移動の時間を算入しない。</p>		削除
<p><b>第 96 条（仲裁廷の成立前の仲裁人報償金に関する変更の合意）</b></p> <p>1 前三条の規定にかかわらず、当事者は、第 31 条第 2 項に従って仲裁廷が成立する前であれば、書面により、報償金の時間単価、上限額及び時間単価の逡減について変更する合意をすることができ</p>		削除

改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人 報償金及び管理料金	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p>る。</p> <p>2 当事者は、前項の合意をした場合には、遅滞なく、JCAA にその合意内容を通知するものとする。</p>	
<p><b>第 97 条（仲裁人報償金の減額等）</b></p> <p>1 以下に定める場合には、仲裁人の報償金は支払われない。</p> <p>(1) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合：全ての仲裁人</p> <p>(2) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合：当該仲裁人</p> <p>2 前項(2)の規定にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAA が当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する。</p>	<p><b>第 21 条（仲裁人報償金の減額）</b></p> <p>1 仲裁人が仲裁手続中に辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、JCAA は、その事情を考慮して、第 20 条の規定に基づき算出された仲裁人報償金を減額することができる。</p> <p>2 JCAA が前項に定める措置をとる場合には、仲裁人報償金審査委員会に諮問し、その答申を考慮しなければならない。</p> <p>3 第 1 項に定める JCAA の減額に関する決定は最終的なものとする。</p>
<p><b>第 98 条（仲裁廷成立後の仲裁人報償金額に関する変更の禁止）</b></p> <p>1 仲裁人は、第 31 条第 2 項に従って仲裁廷が成立した後は、当事者及び JCAA に対して仲裁人報償金の時間単価、上限額及び第 95 条の規定による時間単価の逡減の変更について交渉してはならない。</p> <p>2 全ての当事者が同意する場合であっても、第 31 条第 2 項に従って仲裁廷が成立した後は、第 3 編に定める仲裁人報償金の時間単価、上限額及び時間単価の逡減について変更することができない。</p>	<p><b>削除</b></p>
<p><b>第 99 条（仲裁人の間での仲裁人報償金の変更の合意）</b></p> <p>1 3 名の仲裁人による仲裁の場合において、第 94 条第 3 項の適用が合理的でない特別の事情があると仲裁廷が認めるときは、仲裁人 3 名全員の合意により、当事者選任仲裁人の報償金額の上限を、単独仲裁人の場合の報償金の上限の 1.2 倍まで増やすことができる。ただし、3 名の仲裁人の仲裁人報償金の上限額の合計額は、単独仲裁人の場合の報償金の上限の 2.8 倍を超えてはならない。</p>	<p><b>削除</b></p>

改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人報償金及び管理料金	UNCITRAL 仲裁管理規則案
2 仲裁廷は、前項の合意をした場合には、その合意の内容を遅滞なく JCAA に通知するものとする。	
<p><b>第 100 条（仲裁人報償金の支払い）</b></p> <p>1 JCAA は、仲裁人が仲裁判断をした場合、仲裁手続終了決定をした場合その他の仲裁手続が終了した場合は、第 68 条から第 70 条に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、仲裁人報償金を支払う。</p> <p>2 JCAA は、仲裁人が辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、第 97 条第 1 項により仲裁人報償金が支払われない場合を除き、第 68 条から第 70 条に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、その仲裁人に関する仲裁人報償金を支払う。</p> <p>3 JCAA は、仲裁人報償金の支払いに際して消費税を上乗せする必要がある場合には、それを上乗せして支払う。</p>	<p><b>第 22 条（仲裁人報償金の支払い）</b></p> <p>1 JCAA は、仲裁人が仲裁判断をした場合、仲裁手続終了決定をした場合その他の仲裁手続が終了した場合は、<b>UNCITRAL 仲裁規則第 37 条から 39 条</b>に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、仲裁人報償金を支払う。</p> <p><b>2 JCAA は、仲裁手続が長期化する場合には、全ての当事者の同意を得た上で、前項に定める時点以前に仲裁人報償金を支払うことができる。</b></p> <p>3 JCAA は、仲裁人報償金の支払いに際して消費税等を上乗せする必要がある場合には、それを上乗せして支払う。</p>
<p><b>第 101 条（仲裁人経費）</b></p> <p>1 仲裁人は、以下の項目の経費を負担した場合には、仲裁手続の遂行に必要かつ合理的な範囲で償還を受けることができる。</p> <p>(1) 交通費（航空運賃はビジネスクラス料金とし、他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金とする。）</p> <p>(2) 郵便、クーリエ、電話、コピーその他事件の特性により合理的に必要な経費として JCAA が認めるもの</p> <p>(3) 仲裁人補助者の報酬及び費用</p> <p>2 仲裁人は、宿泊を必要とする場合には、宿泊費（食事代その他の費用を含む。）として、1 泊あたり 6 万円の支払いを受けることができる。</p> <p>3 当事者は前二項定める経費及び宿泊費を負担し、JCAA にその償還及び支払いの事務を委託する。</p> <p>4 JCAA は、仲裁人からの領収書又はこれに準ずる証明書類の提出と引き替えに、第 1 項及び第 2 項に定める経費及び宿泊費の償還及び支払いを行う。</p>	<p><b>第 23 条（仲裁経費）</b></p> <p><b>1 仲裁人は、仲裁手続の遂行に必要かつ合理的な範囲内で、交通費、宿泊費その他の実費を仲裁経費として JCAA から支払いを受けることができる。</b></p> <p>2 当事者は前項に定める費用を負担し、JCAA にその支払いの事務を委託する。JCAA は、仲裁人からの領収書あるいはこれに準ずる証明書類の提出と引き替えに、経費の償還を行う。</p>
<p><b>第 102 条（緊急仲裁人の報償金に関する特例）</b></p> <p>1 第 93 条、第 94 条、第 95 条及び第 99 条の規</p>	<p><b>削除</b></p>

改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人 報償金及び管理料金	UNCITRAL 仲裁管理規則案																												
<p>定は、緊急仲裁人の報償金には適用しない。</p> <p>2 緊急仲裁人の報償金は、請求金額又は請求の経済的価値のいかんにかかわらず、120 万円とする。ただし、緊急仲裁人が緊急保全措置命令に係る決定をする前に手続が終了した場合、緊急仲裁人の報償金は 30 万円とする。</p> <p>3 第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 100 条及び第 101 条の規定は、緊急仲裁人の報償金及び経費について準用する。</p>																													
<b>第 4 編 管理料金</b>	<b>第 3 編 管理料金</b>																												
<b>第 103 条 (管理料金)</b>	<b>第 24 条 (管理料金)</b>																												
1 申立人が仲裁の申立てにあたって JCAA に納付すべき管理料金は、次の額に消費税額を加えた額とする。	1 申立人が仲裁の申立てにあたって JCAA に納付すべき管理料金は、次の額に消費税額を加えた額とする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="137 1120 440 1216">請求金額又は 請求の経済的価値</th> <th data-bbox="440 1120 794 1216">管理料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="137 1225 440 1357">2000 万円未満の場合</td> <td data-bbox="440 1225 794 1357">50 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1366 440 1498">2000 万円以上、 1 億円未満の場合</td> <td data-bbox="440 1366 794 1498">50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1507 440 1639">1 億円以上、 10 億円未満の場合</td> <td data-bbox="440 1507 794 1639">130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1648 440 1780">10 億円以上、 50 億円未満の場合</td> <td data-bbox="440 1648 794 1780">400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1789 440 1921">50 億円以上、 100 億円未満の場合</td> <td data-bbox="440 1789 794 1921">1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1930 440 2016">100 億円以上</td> <td data-bbox="440 1930 794 2016">1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	請求金額又は 請求の経済的価値	管理料金の額	2000 万円未満の場合	50 万円	2000 万円以上、 1 億円未満の場合	50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額	1 億円以上、 10 億円未満の場合	130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額	10 億円以上、 50 億円未満の場合	400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額	50 億円以上、 100 億円未満の場合	1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額	100 億円以上	1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 1120 1104 1216">請求金額又は 請求の経済的価値</th> <th data-bbox="1104 1120 1455 1216">管理料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 1225 1104 1357">2000 万円未満の場合</td> <td data-bbox="1104 1225 1455 1357">50 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1366 1104 1498">2000 万円以上、 1 億円未満の場合</td> <td data-bbox="1104 1366 1455 1498">50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1507 1104 1639">1 億円以上、 10 億円未満の場合</td> <td data-bbox="1104 1507 1455 1639">130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1648 1104 1780">10 億円以上、 50 億円未満の場合</td> <td data-bbox="1104 1648 1455 1780">400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1789 1104 1921">50 億円以上、 100 億円未満の場合</td> <td data-bbox="1104 1789 1455 1921">1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1930 1104 2016">100 億円以上</td> <td data-bbox="1104 1930 1455 2016">1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	請求金額又は 請求の経済的価値	管理料金の額	2000 万円未満の場合	50 万円	2000 万円以上、 1 億円未満の場合	50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額	1 億円以上、 10 億円未満の場合	130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額	10 億円以上、 50 億円未満の場合	400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額	50 億円以上、 100 億円未満の場合	1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額	100 億円以上	1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。
請求金額又は 請求の経済的価値	管理料金の額																												
2000 万円未満の場合	50 万円																												
2000 万円以上、 1 億円未満の場合	50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額																												
1 億円以上、 10 億円未満の場合	130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額																												
10 億円以上、 50 億円未満の場合	400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額																												
50 億円以上、 100 億円未満の場合	1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額																												
100 億円以上	1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。																												
請求金額又は 請求の経済的価値	管理料金の額																												
2000 万円未満の場合	50 万円																												
2000 万円以上、 1 億円未満の場合	50 万円に 2000 万円を超える額の 1% に相当する額を加えた額																												
1 億円以上、 10 億円未満の場合	130 万円に 1 億円を超える額の 0.3% に相当する額を加えた額																												
10 億円以上、 50 億円未満の場合	400 万円に 10 億円を超える額の 0.25% に相当する額を加えた額																												
50 億円以上、 100 億円未満の場合	1400 万円に 50 億円を超える額の 0.1% に相当する額を加えた額																												
100 億円以上	1900 万円に 100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額。ただし、2500 万円を上限とする。																												
2 経済的価値の算定ができない請求、又は算定が																													

改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人 報償金及び管理料金	UNCITRAL 仲裁管理規則案
<p>極めて困難である請求の経済的価値は、7000万円とみなす。</p> <p>3 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から1年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。</p> <p>4 第4編の規定における円表示の金額は、外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日における TTM (Telegraphic Transfer Middle Rate) を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。</p>	<p>2 経済的価値の算定ができない請求、又は算定が極めて困難である請求の経済的価値は、7000万円とみなす。</p> <p>3 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から1年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。</p> <p>4 <b>第3編</b>における円表示の金額は、外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日における TTM (Telegraphic Transfer Middle Rate) を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。</p>
<p><b>第104条 (請求金額の変更と管理料金)</b></p> <p>1 申立人が管理料金を納付した後に請求を増額又は追加したときは、変更後の請求につき前条を適用して得た金額を管理料金とする。ただし、前条第3項中「申立ての日」とあるのは「請求を増額又は追加した日」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定により、7000万円の経済的価値があるとみなされた請求について、7000万円を超える経済的価値があると判明した場合には、前項の規定を準用する。</p>	<p><b>第25条 (請求金額の変更と管理料金)</b></p> <p>1 申立人が管理料金を納付した後に請求を増額又は追加したときは、変更後の請求につき前条を適用して得た金額を管理料金とする。ただし、前条第3項中「申立ての日」とあるのは「請求を増額又は追加した日」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定により、7000万円の経済的価値があるとみなされた請求について、7000万円を超える経済的価値があると判明した場合には、前項の規定を準用する。</p>
<p><b>第105条 (仲裁申立ての取下げと管理料金)</b></p> <p>申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てを取り下げた場合には、JCAA は、管理料金の90%を返還する。</p>	<p><b>第26条 (仲裁申立ての取下げと管理料金)</b></p> <p>申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てを取り下げた場合には、JCAA は、管理料金の90%を返還する。</p>
<p><b>第106条 (迅速仲裁手続が適用される仲裁申立ての取下げと管理料金)</b></p> <p>第2編の規定が適用される場合において、仲裁手続開始後10日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てを取り下げたときは、JCAA は管理料金の90%を返還する。</p>	
<p><b>第107条 (反対請求の申立て及び手続参加についての適用)</b></p> <p>前四条の規定は、被申立人による反対請求の申立て及び第56条に基づく手続参加の申立てについて適用する。</p>	<p><b>第27条 (反対請求の申立てについての適用)</b></p> <p>前三条の規定は、被申立人による反対請求の申立て及び手続参加の申立てについて適用する。</p>

<b>改正商事仲裁規則による仲裁に係る仲裁人 報償金及び管理料金</b>	<b>UNCITRAL 仲裁管理規則案</b>
<p><b>第 108 条（緊急保全措置命令の申立てに関する特例）</b></p> <p>1 前五条の規定は、緊急保全措置命令の申立てには適用しない。</p> <p>2 申立人が緊急保全措置命令の申立てにあたって納付すべき管理料金及び緊急仲裁人の費用その他手続のための合理的な費用の一部に充当するため JCAA に納付すべき予納金は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">管理料金：20 万円に消費税を加えた額 予納金： 10 万円</p> <p>3 申立人が、緊急仲裁人が選任される前に緊急保全措置命令の申立てを取り下げた場合には、JCAA は、管理料金の 90%を返還する。</p>	
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は 2019 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前に手続が開始された仲裁事件については、なお従前の例による。ただし、当事者の合意により、その後の手続をこの規則によって行うことができる。この場合、従前の規則により行われた手続はその効力を失わない。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は 2019 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前に手続が開始された仲裁事件については、なお従前の例による。ただし、当事者の合意により、その後の手続をこの規則によって行うことができる。この場合、従前の規則により行われた手続はその効力を失わない。</p>